





2022年8月26日

各 位

会 社 名 株式会社デュアルタップ

代表者名 代表取締役社長 臼井 貴弘

(コード:3469)

問合せ先 財務経理部長 今泉 裕子

(TEL. 03-6893-0001)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年9月29日開催予定の第16回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設及び削除に伴い、規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は箇所を示します。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな	(削除)
<u>し提供)</u>	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主	
総会参考書類、事業報告、計算書類及び連	
結計算書類に記載又は表示をすべき事項に	
係る情報を、法務省令に定めるところに従	
いインターネットを利用する方法で開示す	
<u>ることにより、株主に対して提供したもの</u>	
<u>とみなすことができる。</u>	

(新設)

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報について 電子提供措置をとる。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部又は一部につ いて、議決権の基準日までに書面交付請求 をした株主に対して交付する書面に記載す ることを要しない。

附則

第10回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。

(新設)

附則

第1条 第10回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であったものを含む。)の行為に関する 会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約に ついては、なお、同定時株主総会の決議による変更 前の定款第35条の定めるところによる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第2条 定款第15条 (株主総会参考書類等のイン ターネット開示とみなし提供)の削除及び 定款第15条 (電子提供措置等)の新設は、 2022 年9月29日から効力を生ずる。
 - 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日 から6か月以内の日を株主総会の日とする 株主総会については、定款第15条(株主総 会参考書類等のインターネット開示とみな し提供)は、なお効力を有する。
 - 3 本条の規定は、2022 年9月1日から6か 月を経過した日又は前項の株主総会の日か ら3か月を経過した日のいずれか遅い日後 にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2022 年 9 月 29 日 (木) (予定)定款変更の効力発生日 : 2022 年 9 月 29 日 (木) (予定)

以上